

女子パートタイマーに関する調査

—— 予 備 調 査 ——

昭和39年12月

労働省婦人少年局

誤	正	誤
1 頁 4 行目	資せんとするものである。	資せんとすることを目的とした。
3 頁 7 行目	これらを	これらは
7 頁 下から3行目	か	か
12 頁	15. 子供の有無等	15. 子供の有無
13 頁	中はと(1)の本文の終りに 14 頁の上表が続く	
20 頁 2 行目	既 婚 者	既 結 者
22 頁 表(昭和38年10月 日給別)	100.0 62.5 25.0 12.5	100.0 74.0 25.0 1 1
22 頁 23 頁	各表が入れかわる	
11 頁 (注)	1963年10月の農林業… (1963年10月—結核病…)	農林業… (1963年 結核病…)

目 次

I. はじめに	1 頁
1. 調査の目的	1
2. 調査の対象	1
3. 調査の方法	2
4. 調査の時期	3
5. 付 記	3
II. 就労状況	4
6. 一般労働者とパートタイマーの構成比	4
7. 女子パートタイマーの就労職種	5
8. 1月の就労日数	6
9. 勤務年数	6
10. 就労日	7
11. 雇用契約期間	8
III. 女子パートタイマーの属性	9
12. 年 令	9
13. 学 歴	9
14. 配偶関係	11
15. 子供の有無等	12
16. 家庭の収入と家計支持者	15
17. 就労の動機とパートタイマーとして就労する理由	15
18. 就労の経路	19
19. 職業経験の有無	20
IV. 女子パートタイマーの労働条件	21
20. 賃 金	21
(1) 賃金形態	21
(2) 賃金額	21
(3) 賞 与	24
(4) 退職金	24

21. 労働時間	25
(1) 所定労働時間	25
(2) 残業	26
22. 休暇	27
(1) 年次有給休暇	27
(2) 産前産後休暇	27
V. 社会保険関係	28
23. 社会保険の適用について	28
24. 労働組合への加入状況	28
VI. 何故パートタイム(女子)を雇用したか等について	29
25. パートタイム雇用制度採用の時期及び採用した理由	29
26. 事業主より見た女子パートタイマー	30
27. 女子パートタイマーが働きに出る上で感じている困難な点	31
28. 今後の雇用予定	32
VII. おわりに	33

I. はじめに

1. 調査の目的

高度経済成長政策に伴い新規学卒者の求人難は昭和345年頃から見られるところであるが、最近では学卒者以外の一般労働者についても労働需給の調節がみられる。これについて、この頃発表になった昭和38年労働経済の分析(いわゆる労働白書)は、「昭和38年1年間の学卒者を除く一般労働者に対する新規求人は、前年に比し14%増となつたが、一方、新規求職は前年なみで推移し、求人・求職ははじめては倍増になつた」といつている。

このような労働経済下において、各企業でパートタイム雇用が著しく増加しているものと推知されるので、今回これらのいわゆる「パートタイマー」のうち、女子のパートタイマーが職場において、また、家庭において、如何なる条件の下に置かれているかについて予備的に調査を行ない、もつて今後の婦人労働行政の参考に資せんとすることを目的とした。

2. 調査の対象

本予備調査においては、労働者を常時10人以上使用し、かつ、女子パートタイマーを2人以上使用する692事業場とそこに働く女子パートタイマー4,170名(下記①及び②表参照)を対象とした。なお、現在「パートタイマー」とは、如何なるものを指称するかについて確立した定説もみられないため、本調査においては下記のいずれかに該当する者は日々雇用・臨時雇用・常雇用の別を問はずべてパートタイマーとして調査の対象とした。

- ① 当該事業場でパートタイマーと呼ばれている者。
- ② 1日又は1週の所定労働時間が、当該事業場の一般労働者の1日又は1週の所定労働時間より短い労働者(当該事業場でパートタイマーと呼ばれていない者を含む。)
- ③ 1週又は1月の就労日数が、当該事業場の一般労働者より少なく定められている労働者(当該事業場でパートタイマーと呼ばれていない

者を含む。〕。

(4) 公共職業安定所の簡易職業紹介を受けて就労している労働者。

なお、対象事業場には、大規模のあるいは特定産業に偏らないように製造業・卸売小売業等広い範囲から任意選定し、特に上の定義2)3)に該当する者を使用する事業場を1/3以上選定するように留意した。

(イ) 事業場

産業別	規模別	計	10 29人	30 99人	100 499人	500人 以上
総計		699	90	233	282	94
製造業		252	17	59	117	59
卸売小売業		192	41	76	65	10
金融保険業		22	2	12	6	2
運輸通信業		23		4	12	7
サービス業		195	30	79	76	10
その他の産業		15		3	6	6

(ロ) 女子パートタイマー

産業別	規模別	計	10 29人	30 99人	100 499人	500人 以上
総計		4,170	317	1,246	1,894	713
製造業		1,773	74	343	852	384
卸売小売業		978	138	328	444	68
金融保険業		132	10	50	52	20
運輸通信業		131		17	82	32
サービス業		1,088	95	472	436	55
その他の産業		98		36	28	34

3. 調査の方法

調査は、事業場調査及び個人調査（別添事業場票及び個人票参照）によつて行ない、前者は各都道府県婦人少年室職員がこれを行ない（他計）、

また、後者は当該事業場の女子パートタイマーが記入（自計）したものである。

4. 調査の時期

昭和38年12月から同39年2月。

5. 付記

本予備調査では、上記のように699の事業場と4,170名の女子パートタイマーを対象としたが、これらは所定労働時間別にみた場合、下表(イロ)のように分類されるが、この結果、当該事業場においてパートタイマーと呼ばれている者であつても、また、公共職業安定所の簡易職業紹介を受けた者であつても、労働時間が一般労働者と同じであるものや長いもののあることが認められた。しかしながら、以下の検討においては、「パートタイマー」と呼ばれている者のうち、typicalなものすなわち、Aグループに属するもののみを対象とした（以下において「パートタイマー」という場合は、この意味において使用した。）

なお、この調査は上記1及び2からも明らかなように、当初より統計的調査を目的として行なつたものではないから、本結果を因として各産業間の比較（例えば産業別にみたパートタイマーの分布状態）をすることは出来ない。

(イ) 事業場

産業別	グループ別	計	A	B	C	D
総計		699	558	61	70	10
製造業		252	186	32	32	2
卸売小売業		192	160	17	15	
金融保険業		22	17	1	4	
運輸通信業		23	16	3	4	
サービス業		195	170	8	9	8
その他の産業		15	9		6	

(ロ) パートタイマー

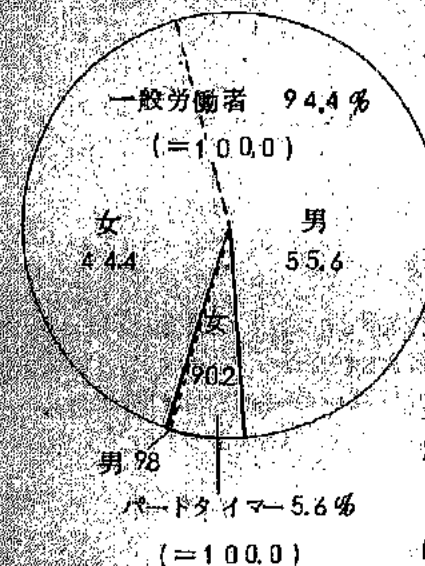
産業別	グループ別	計	A	B	C	D
総計		4,170	3,156	466	479	69
製造業		1,773	1,270	271	218	14
卸売小売業		978	758	111	109	
金融保険業		132	96	10	26	
運輸通信業		131	83	20	28	
サービス業		1,058	886	54	63	55
その他の産業		98	63		35	

- Aグループ： 当該事業場のすべてのパートタイマーの労働時間が、その事業場の一般労働者の労働時間より短い事業場のグループ。
- Bグループ： CグループとAグループの双方の型のパートタイマーのいる事業場のグループ。
- Cグループ： 当該事業場のすべてのパートタイマーの労働時間が、その事業場の一般労働者の労働時間と同じグループ。
- Dグループ： 当該事業場の一部又は全部のパートタイマーの労働時間が、その事業場の一般労働者の労働時間より長い事業場のグループ。

II. 就労状況

6. 一般労働者とパートタイマーの構成比

調査事業場の労働者の内訳は、一般労働者がほとんどで（94.4%）、パートタイマーは僅かである（5.6%）。これを男女別にみた場合、それぞれに女子の占める割合は、一般労働者中では44.4%、また、パートタイマー中では90.2%に達し女子の比重が圧倒的に高い。



註 1963年の雇用者数は2,578万で、そのうち女子の占める割合は31.5%—811万であり、これを常雇、臨時、日雇別にみると下表のとおりである（1963年総理府—労働力調査）

	女			男		
	総数	常雇	臨時	日雇	総数	常雇
811万	701	68	46	1767万	1623	71
100%	864	8.4	5.3	1000%	21.9%	4.0

常雇： 雇用期間について別段の定めなく雇われている者

臨時： 1ヵ月以上1年以内の期間を定めて雇われている者

日雇： 日々又は1ヵ月未満の契約で雇われている者

7. パートタイマーの就労職種

7産業（食料品製造業・電気機器製造業・各種商品小売業・飲食業・運輸通信業・旅館業・医療保険業）について就労職種をみると、主な職種は下表のとおりである。

産 業 別	就 労 職 種
食料品製造業	包装・製造工程・販売・検査
電気機器製造業	製造工程
各種商品小売業	販売・値付・包装
飲食業	ウェイトレス・雑役
運輸通信業	電話交換
旅館業	雑役
医療保険業	看護婦・雑役

8 1月の就労日数

当該事業場における1月の就労日数は、平均20.4日であつて、産業別にみると下表のとおりである。

産 業 別	日 数
総 計	20.4
製 造 業	20.6
卸売小売業	21.5
金融保険業	22.3
運輸通信業	17.3
サービス業	19.3
その他の産業	21.7

(注)

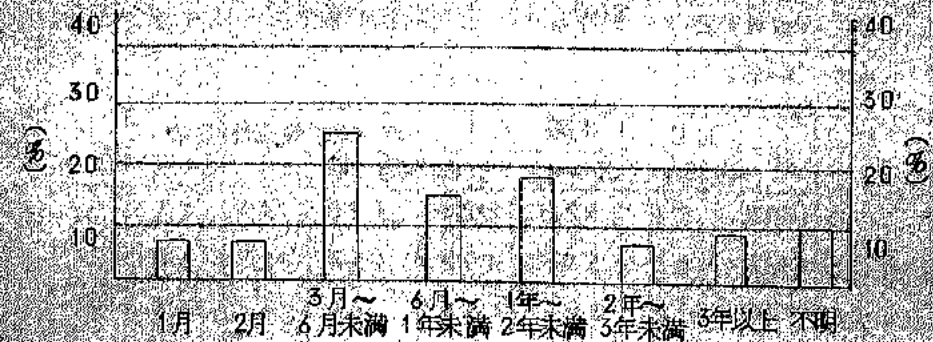
規模30人以上の事業場の1963年の月平均就労日数は男24.0、女23.5日である(労働省毎月勤労統計甲調査)。

9 勤 務 年 数

パートタイマーの当該事業場での勤務年数をみよう。

下記のように、「3～6月未満」が24.9%で最も多く、次いで「1～2年未満」18.0%、「6月～1年未満」15.9%などとなつており、1年未満の者が約半数を占めている。

期 間 別	割 合
合 計	100.0
1 月	7.5
2 月	7.7
3～6月未満	24.9
6～1年未満	15.9
1～2年未満	18.0
2～3年未満	7.1
3年以上	9.1
不 明	9.8



(注) 常用労働者10人以上の事業場の女子の勤続年数は4.0年、男子7.9年である(1963年4月労働省特定条件賃金調査)。

産業別にみた勤務年数

産 業 別	1月	2月	3～6月 未満	6～12月	1～2年 未満	2～3年 未満	3年以上	不 明	
総 数	100.0	7.5	7.7	24.9	15.9	18.0	7.1	9.1	9.8
製 造 業	100.0	9.6	11.3	27.1	14.8	17.1	5.9	3.6	10.6
卸売・小売業	100.0	9.1	6.6	31.3	16.1	15.6	6.5	5.0	9.8
金融保険業	100.0	5.2	8.3	26.1	13.5	20.8	8.3	11.5	6.3
運輸通信業	100.0	3.6	9.6	32.5	7.2	12.1	1.2	20.5	13.3
サービス業	100.0	3.4	3.5	15.7	18.5	21.3	2.4	18.8	2.4
その他の産業	100.0	11.1	4.8	19.1	12.7	20.6	11.1	11.1	9.5

10 就労日について

パートタイマーの就労日は、各事業場によつて異なるとおもわれるが、果してどのようになっているか。

下表のように、「1週間のうち6日」という場合が全体の65%で週休制のもとにおける時間パートが大半を占め、「週の特定曜日」又

は「特定日のみ」というものはそれぞれ18.8%・4.1%で2割強を占めている。

	計	毎日 (休日なく)	1週 6日		週の特 定日 のみ	特定日 のみ	定まつ てない	その他	不明
			月～土曜	その他					
総 数	100.0	5.9	42.5	22.5	18.8	4.1	4.7	0.2	1.3
製 造 業	100.0	1.5	52.5	13.2	15.7	2.5	6.1		1.5
卸売小売業	100.0	7.0	29.1	44.6	6.4	6.4	4.7	0.6	1.2
金融保険業	100.0		100.0						
運輸通信業	100.0	5.9	53.0	17.6		17.6			5.9
サービス業	100.0	10.0	29.9	15.4	36.2	3.0	4.5		1.0
その他の産業	100.0		88.9	11.1					

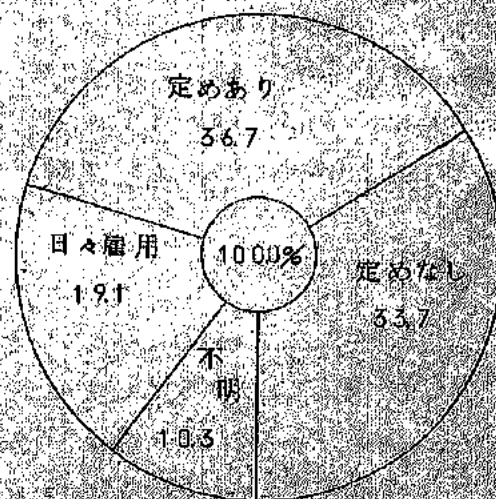
1.1 雇用契約期間

雇用時に雇用期間を定めているか否か、もし定めているならばその期間はどうか。

期間の定めがある場合(更新の場合を含む。)は36.7%、定めのない場合は33.7%、日々雇用19.1%である。

いま、期間の定めがある場合(更新の場合を除く。)についてみると下表のとおりである。

期 間	割 合
計	100.0
1月未満	10.4
1～2月	17.2
3～6月	14.7
6～1年未満	13.4
1年	43.5
不 明	0.8



Ⅲ 女子パートタイマーの属性

1.2 年 令

平均年齢は36.0歳で、パートタイマーが、いわゆる中高年齢者によつて多く占められていることが窺える。

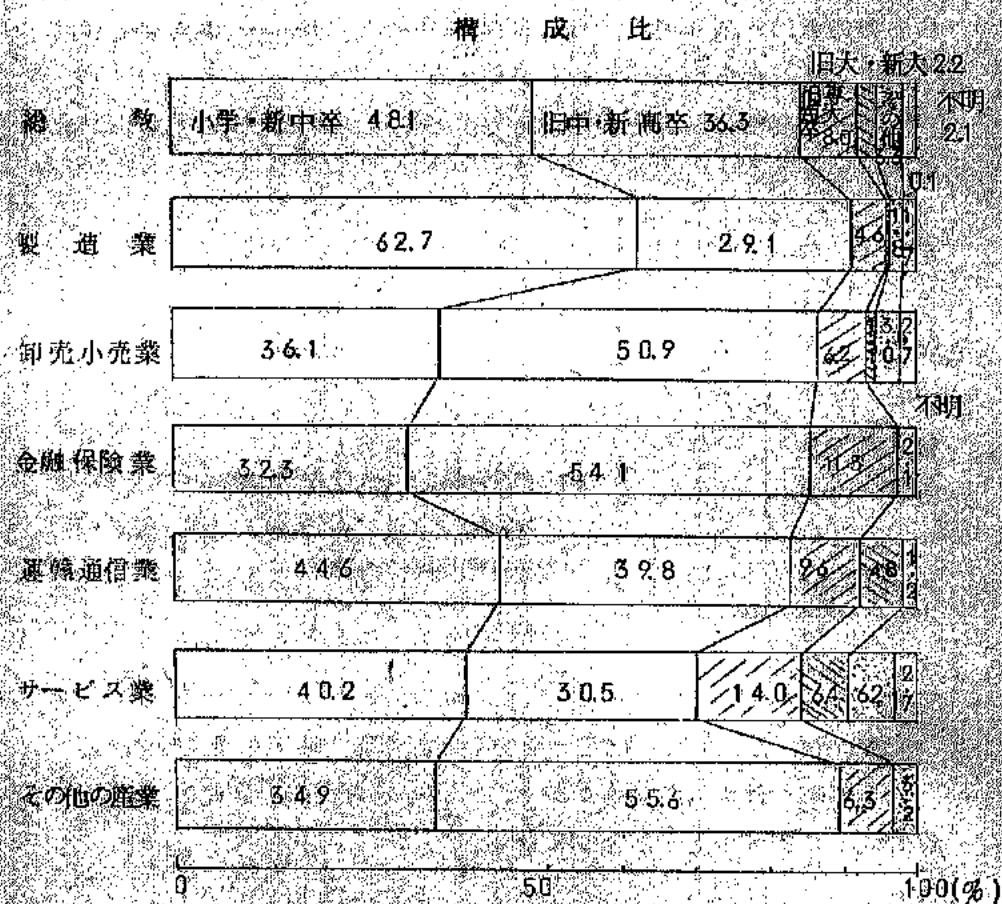
なお、産業別にみると下表のとおりで運輸通信業を除いてはいずれも30歳をこえている。

産 業 別	平均年齢
総 数	36.0
製 造 業	34.5
卸売小売業	37.0
金融保険業	35.5
運輸通信業	28.7
サービス業	35.7
その他の産業	32.6

注 常用労働者10人以上の事業場の平均年齢は男33.0歳、女27.2歳である。(1963年4月労働省特定条件賃金調査)。

1.3 学 歴

学歴について見よう。小学・新中卒が約半数(48.1%)を占め、次いで旧中・新高卒(36.3%)、旧高専・短大卒(8.0%)、旧大・新大卒(2.2%)などとなっている。



1.4. 配偶関係

パートタイマーとして働いている女子の配偶関係を見た場合、下表のように8割以上の者が既婚者であり、未婚者は2割弱である。しかして、有配者の全体に占める割合は7割強でほとんどの者が何らかの家庭責任を有しているといえるであろう。

なお、次頁の表によつて明らかなように、既婚者のほとんどが夫と同居している。

産 業 別		既 婚 者				未婚者	不明
		計	有配者	死離別者	不明		
総 数	100.0	83.6	74.3	7.1	2.2	15.5	0.9
製 造 業	100.0	92.3	84.6	5.2	2.5	7.2	0.5
卸売小売業	100.0	74.5	67.8	5.0	1.7	24.4	1.1
金融保険業	100.0	89.6	75.0	11.5	3.1	10.4	
運輸通信業	100.0	80.7	77.1	3.6		18.3	
サービス業	100.0	78.9	65.1	11.6	2.2	19.4	1.7
その他の産業	100.0	77.8	69.8	6.4	1.4	22.2	

(注)

農林業を除く女子雇用者中に有配者の占める割合は32.4%である
(1963年総理府統計局労働力調査)。

既婚者の内訳

産 業 別		既 婚 者				
		夫と同居	夫と別居	夫と離別	夫と死別	不 明
総 数	100.0	87.2	1.7	2.2	6.3	2.6
製 造 業	100.0	88.6	1.6	0.9	5.7	3.2
卸売小売業	100.0	89.6	1.4	1.4	5.3	2.3
金融保険業	100.0	82.5	1.2	5.8	7.0	3.5
運輸通信業	100.0	89.5	6.0	1.5	3.0	
サービス業	100.0	80.7	1.9	3.4	11.3	2.7
その他の産業	100.0	87.8	2.0		8.2	2.0

1.5. 子供の有無

約7割の者が子供をもっており、これは製造業において高くなっている(82.3%)。

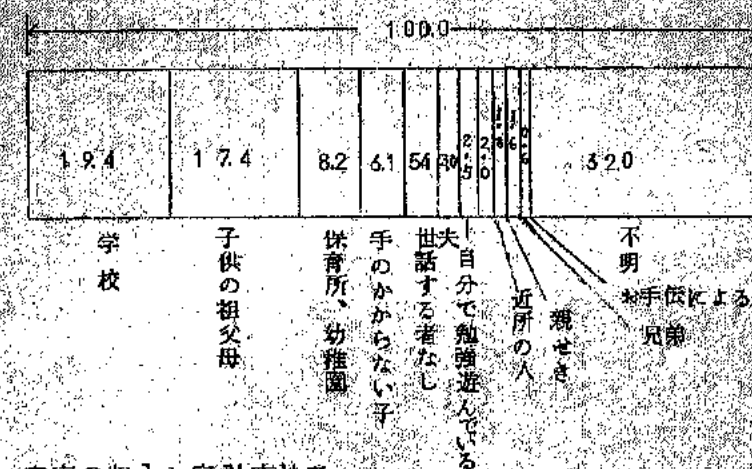
子供を年齢別にみた場合、「6～11歳」が最も多く32.3%、次いで「12～14歳」(20.9%)、「15～17歳」(18.8%)、18歳以上(15.3%)となっており、学令未満の子供の占める割合が低い。このことは、子供の世帯の必要性からこの年齢層の子供を持つ母親の就労が特に困難であることによるものと推察される。

産 業 別	計	あり	なし	不明
総 数	100.0%	71.2	25.5	3.3
製 造 業	100.0	82.3	15.5	2.2
卸卸小売業	100.0	61.2	35.6	3.2
金融保険業	100.0	59.8	26.0	4.2
運輸通信業	100.0	69.9	26.5	3.6
サービス業	100.0	64.8	30.5	4.7
そ の 他	100.0	61.9	34.9	3.2

年 令 別	割合
総 数	100.0
0～2歳	3.4
3～5歳	8.9
6～11歳	32.3
12～14歳	20.9
15～17歳	18.8
18歳以上	15.3
不 明	0.4

母親の留守中子供はどうしているか。

下図のように、母親の留守中の子供の状況については、「学校に行っている」というのが最も多く19.4%、次に、「子供の祖父母が面倒を見ている」が17.4%となつている。



1.6. 家庭の収入と家計支持者

(1) まず、家庭の収入についてみよう。

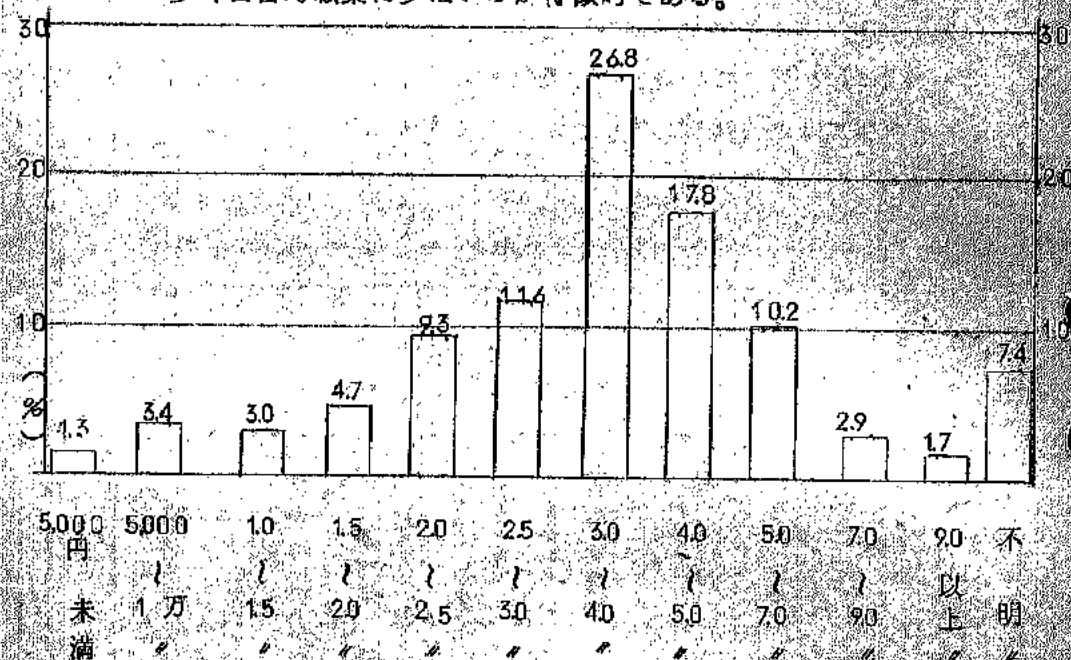
賞与等の臨時収入を除いた家庭の全収入性(当該パートタイマーに前月の収入があつた場合は、これを含む。),「3万～4万未満」が最も多く26.8%を占め、次いで「4万～5万未満」(17.7%)、「2.5万～3万未満」(11.6%)となつている。

(2) 家計支持者は誰か。

「夫」というものが6割以上も占めている。すなわち、夫69.4%、父11.6%、本人10.1%、その他(母・兄弟等)7.8%、不明1.1%となっており、パートタイム労働のほとんどが家計補助的労働として行なわれているものと推定される。

いま、家計支持者が「夫」又は「父」の場合、それらの者の職業をみると下表のとおりであつて、「夫」の場合には会社員が最も多く、公務員がこれに次いでおり、全体的には給料生活者としての職業に

多く自営的職業に少ないのが特徴的である。



職業	夫	父
合 計	100.0	100.0
会 社 員	44.0	25.1
公 務 員	23.8	18.3
工 員・職 人	16.4	9.0
商 業	4.2	19.8
農 業	2.5	13.1
漁 業	0.6	0.8
そ の 他	6.3	9.0
不 明	2.2	4.7

1.7 就労の動機とパートタイマーとして就労する理由

(1) 就労の動機

ほとんどのパートタイマーが就労の動機として、下表のように一応経済的理由を挙げている。すなわち、「家計の補助」を理由とするもの(37.4%)、「子供の学費を得るため」(24.3%)、「自分の小遣を得るため」(23.5%)という回答が目立ち、しかして他に、「家にいてもすることがないため」(18.3%)、「社会経験を得るため」(15.3%)が目立っている。

理 由 別	割合 (MA)
回 答 者 数	3,156名=100.0
(イ) 自分の生活費を得るため	16.3
(ロ) 自分の小遣を得るため	23.5
(ハ) 自分の学費を得るため	3.7
(ニ) 自分の結婚費用を得るため	1.3
(ホ) 旅行・スポーツ・衣服購入の費用を得るため	10.3
(ヘ) 月賦・借金返済のため	3.6
(ト) 家族の医療費を得るため	0.8
(チ) 子供の学費を得るため	24.3
(リ) 家計を支えたい	37.4
(ス) 社会経験を得るため	15.3
(シ) 社会奉仕のため	1.5
(フ) 家にいてもすることがないため	18.3
(ワ) そ の 他	4.1
不 明	0.8

(2) パートタイマーとして働く理由

「パートタイマーとして働いているのはどうしてですか」との質問に対し、回答理由の主なものは、「結婚していて普通の勤務ができないため」(34.7%)、「手のかかる子供がいて普通の勤務ができないから」(17.4%)、「やめたい時に止められるから」(15.5%)、「なかなか普通の勤務の会社等に就職ができないため」(13.5%)である。

これらの理由をみても、家庭に責任をもちながらお就労の意思を有する婦人にとってはパートタイム雇用の持つ意義が大きいといえよう。

理 由	割合(MA%)
回 答 者 数	3,156名→100.0
(イ) 結婚していて普通の勤務ができないから	3.7
(ロ) 手のかゝる子供がいて普通の勤務ができないから	17.4
(ハ) 体が弱く	2.3
(ニ) 学校等(昼・夜)に通つていて	5.8
(ホ) 他の会社等に務めていて	3.4
(ヘ) なかなか普通の勤務の会社等に就職ができないから	13.5
(ト) やめたい時にやめられるから	5.5
(チ) そ の 他	4.5
(リ) 回 答 な し	4.6

産業別に於ける雇勞の點檢

 (M, A)

産 業 別	自分の生活費	自分の小遣	自分の学資用	自分の結婚費用	所定サービスの衣服費人のため	月賦借金のための	家族の医療費	子供の学資	親を養育するための	養育費を働いたために	親の介護にかかる	その他	不明		
総 数	31,565名 (=1,000)	163	23.5	3.7	1.3	10.3	3.6	0.8	24.3	37.4	15.3	1.5	18.3	4.1	0.8
製 菓 業	(1270名) (=1000)	12.1	24.5	1.5	1.0	11.7	4.6	0.6	28.3	42.6	8.8	0.8	20.2	2.0	0.5
卸売小売業	(758名) (=1000)	12.4	27.3	6.6	1.7	12.4	3.2	0.8	20.8	31.3	23.1	1.6	22.7	3.2	0.4
金融保険業	(96名) (=1000)	15.6	19.8	1.0	1.0	2.0	3.0	2.0	29.1	37.5	44.8	2.0	27.1	5.2	1.0
運輸通信業	(85名) (=1000)	12.0	20.5	6.0		12.0	2.4		22.9	38.5	18.1	1.2	13.2		1.2
サービス業	(86名) (=1000)	12.0	19.1	4.4	1.5	6.9	2.8	0.8	21.2	35.3	14.0	2.4	11.4	3.0	1.7
その他の産業	(652名) (=1000)	17.5	28.6	3.2	1.6	14.3	1.6		20.6	34.9	23.8	1.6	17.5	4.8	

1.8 就労の経路

「どのようにして現在の仕事をみつけたか」との質問に対し、「知人の紹介」(35.4%)、「この職場の人の紹介」(21.5%)、「新聞広告を見て」(22.9%)などが回答の主なものである。詳細は下表のとおりである。

産 業 別		職安の紹介	この職場の 人の紹介	知人の紹介	新聞広告	門前広告	その他	不明
総 数	1000	62	245	354	229	38	73	29
製 造 業	1000	90	201	348	231	43	59	28
卸売・小売業	1000	75	174	294	301	70	65	21
金融保険業	1000	10	146	229	663	21	110	21
運輸通信業	1000		567	325	24		60	24
サービス業	1000	17	237	441	149	10	105	41
その他の産業	1000	111	334	270	190		95	

注 1963年中に新規に就業した女子雇用者の入職経路は公共職業安定所経由26.3%、職安24.7%、学校紹介19.5%、新聞広告・門前街頭等の貼紙19.0%、その他10.4%となっている(1963年労働省労働員動向調査)。

パートタイマーとして働く理由

(MIA)

産 業 別	結婚しているため	手のかかる子供がいるため	体が弱いから	学校（専攻）に道半のため	他の会社で働いているため	一時的に会社で働かざるため	やめたい時にやめられ	その他	不 明
総 数 (156名) (1000)	317	174	23	58	34	135	155	143	46
製 造 業 (270名) (1000)	551	213	21	23	24	128	212	93	57
卸売小売業 (758名) (1000)	322	161	18	133	22	127	119	148	66
金融保険業 (96名) (1000)	406	125	30	10	52	250	83	104	40
運輸通信業 (83名) (1000)	205	193	24	84		229	60	157	60
サービス業 (886名) (1000)	255	140	29	50	61	131	116	205	63
その他の産業 (63名) (1000)	335	96	32	32		111	222	254	79

1.2 職業経験の有無

パートタイマーのうち、8割以上の者が既結者であることは前に見たとおりである。そこで、これらの者をも含めてパートタイマーの職業経験の有無について見ると、下表のように、約半数の者が何らかの職業経験を有していることが認められる。次に、これら職業経験を有する者についてその経験年数を年数別にみると、下表のように「5年～10年未満」が23.4%で最も多く、次いで「3年～5年未満」22.6%、「2年～3年未満」15.5%となつている。

産業別	あり	なし	不明
総数	52.3	44.8	2.9
製造業	48.0	50.1	1.9
卸売小売業	53.0	43.7	3.3
金融保険業	61.5	37.5	1.0
運輸通信業	73.5	26.5	
サービス業	53.5	41.8	4.7
その他の産業	73.0	27.0	

産業別	1年未満	1年～2年未満	2～3	3～5	5～10	10～15	15～20	20以上	不明
総数	9.0	14.4	15.5	22.6	23.4	4.6	1.3	1.6	7.6
製造業	10.7	12.3	14.6	25.0	23.3	4.6	1.1	1.3	7.1
卸売小売業	10.5	13.2	19.9	19.5	23.6	3.7	0.3	0.3	7.0
金融保険業	6.8	23.7	23.7	30.5	13.6	1.7			
運輸通信業	6.6	11.5	11.5	26.2	31.2	1.6	1.8		9.8
サービス業	6.3	15.6	12.5	19.6	23.0	6.3	2.6	4.2	9.9
その他の産業	8.7	13.0	15.2	32.6	28.3	2.2			

IV. 女子パートタイマーの労働条件

2.0 賃金

(1) 賃金形態

約半数の事業場が時給制を採っており、この傾向は特に製造業において顕著である(61.4%)。これに対し、金融保険業では、時給制を採っているところは5.9%と1割に満たず日給制(47.0%)及び月給制(41.2%)のところが多く見られ、このことは、月給制の皆無の運輸通信業と対照的である。

産業別	時給	日給	月給	その他	不明
総数	50.1	33.9	9.6	3.9	2.5
製造業	61.4	33.7	2.7		2.2
卸売小売業	48.8	38.7	11.3	0.6	0.6
金融保険業	5.9	47.0	41.2		5.9
運輸通信業	50.1	49.9			
サービス業	43.5	25.8	13.6	12.4	4.7
その他の産業	44.4	44.5	11.1		

(2) 賃金額

まず、時給制を採る事業場では「5.0円～6.0円未満」が31.6%で最も多く、次いで「4.0円～5.0円未満」及び「6.0円～7.0円未満」がそれぞれ15.8%であつて、4.0円～7.0円未満で6割(63.2%)を占めている。

また、日給制をとる事業場では、「200円～400円未満」のところが6割(60.8%)を占め、さらに、月給制のところでは「5000円～1万円未満」のところが、過半数(68.5%)みられる。

パートタイマーのうち「4,000円～5,000未満」の者が13.0%で最も多く、次いで

上を以て知る

産 業 別	1000	1600	2000	3000	4000	5000	6000	7000	8000	9000	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
総 数	1000	1.8	8.2	5.2	8.3	13.0	12.5	10.9	9.4	7.2	4.9	3.1	2.2	1.7	1.1	0.7	0.5	0.3	0.2	0.1	0.1	0.2	1.2	2.9	1.2
製 造 業	1000	2.4	8.3	5.3	3.0	14.0	15.6	12.3	9.3	6.9	3.6	2.3	1.0	0.9	0.7	0.2	0.1	0.2	0.2	0.3	0.1	0.2	1.6	3.1	1.6
卸売・小売業	1000	1.7	1.8	5.3	4.9	12.7	11.3	7.3	10.4	9.0	5.7	2.9	2.1	1.3	0.9	0.7	1.1	0.5	0.5	0.5	0.1	0.2	1.6	3.1	1.6
金融保険業	1000		2.0	8.1	7.8	5.2	7.3	12.5	11.5	8.1	9.4	3.2	2.1	3.1	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	1.0	1.0	2.3	3.3	3.3	3.3
運輸通信業	1000		3.4	1.2		6.0	10.9	12.1	4.8	12.1	4.8	1.3	1.3	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	1.2	1.2	3.0	3.0	3.0	3.0
サービス業	1000	1.5	4.9	5.1	9.0	12.5	9.3	11.9	9.0	6.1	5.5	3.7	2.9	2.9	1.3	0.8	0.8	0.8	0.8	0.1	0.1	1.0	1.0	1.0	1.0
その他の産業	1000		6.4	1.6	25.3	14.3	7.9	7.3	6.4	6.4	6.4	1.9	9.5									1.2	2.7	1.2	2.7

産業別	年 給 制										日 給 制				月 給 制					
	30 以下	40 以下	50 以下	60 以下	70 以下	80 以下	90 以下	100 以下	150 以下	200 以下	1999 以下	200 以下	400 以下	600 以下	800 以下	1000 以下	5000 以下	5000 以下	9 以下	15 以下
総計	30.0	40.0	50.0	60.0	70.0	80.0	90.0	100.0	150.0	200.0	1999 以下	200.0	400.0	600.0	800.0	1000.0	5000.0	5000.0	9.0	15.0
製造業	30.0	40.0	50.0	60.0	70.0	80.0	90.0	100.0	150.0	200.0	1999 以下	200.0	400.0	600.0	800.0	1000.0	5000.0	5000.0	9.0	15.0
卸売・小売業	30.0	40.0	50.0	60.0	70.0	80.0	90.0	100.0	150.0	200.0	1999 以下	200.0	400.0	600.0	800.0	1000.0	5000.0	5000.0	9.0	15.0
金融保険業	30.0	40.0	50.0	60.0	70.0	80.0	90.0	100.0	150.0	200.0	1999 以下	200.0	400.0	600.0	800.0	1000.0	5000.0	5000.0	9.0	15.0
運輸通信業	30.0	40.0	50.0	60.0	70.0	80.0	90.0	100.0	150.0	200.0	1999 以下	200.0	400.0	600.0	800.0	1000.0	5000.0	5000.0	9.0	15.0
サービス業	30.0	40.0	50.0	60.0	70.0	80.0	90.0	100.0	150.0	200.0	1999 以下	200.0	400.0	600.0	800.0	1000.0	5000.0	5000.0	9.0	15.0
その他産業	30.0	40.0	50.0	60.0	70.0	80.0	90.0	100.0	150.0	200.0	1999 以下	200.0	400.0	600.0	800.0	1000.0	5000.0	5000.0	9.0	15.0

(3) 賞 与

「賞与をもらうことがありますか」との質問に対し、「支給される」との回答が41.1%、「支給されない」というものが48.2%であつた。

産 業 別		あ り	な し	不 明
総 数	100.0	41.1	48.2	10.7
製 造 業	100.0	40.5	49.1	10.4
卸 売 小 売 業	100.0	31.9	53.7	14.4
金 融 保 険 業	100.0	61.5	35.4	3.1
運 輸 通 信 業	100.0	32.5	59.1	8.4
サ ー ビ ス 業	100.0	49.3	41.3	9.4
そ の 他 の 産 業	100.0	27.0	68.2	4.8

(4) 退 職 金

退職時に退職金が支給されるか否かをみよう。

まず、一般労働者とパートタイマーに分けて支給状況をみると、一般労働者に対してはほとんど事業場(88.6%)が支給しているが、パートタイマーに対してはほとんどの事業場(90.9%)が支給していない。

一般労働者				パートタイマー			
計	支 給	不支給	不 明	計	支 給	不支給	不 明
100.0	88.6	2.1	2.3	100.0	5.9	90.9	3.2

2.1 労働時間

(1) 所定労働時間

調査結果によれば、一般労働者の1日の所定労働時間は、「8時間」労働制を採っている事業場が43%、「7～7.5時間」が3.0%となつている。

これらの事業場におけるパートタイマーの労働時間はどうか。

調査結果では(イ)1日の労働時間を○時間と定めている場合(ロ)1週○時間と定めている場合、(ハ)定めてない場合の三つが認められる。しかして(イ)の場合は、「6～7時間」とする場合が最も多く、また就労者も多い。また、(ロ)の場合は、教育関係にみられる。

一般労働者の場合

産 業 別		6時間未満	6～7時間未満	7～7.5時間未満	7.5～8時間未満	8時間以上	定まつていない
総 数	100.0	0.5	6.1	30.3	5.4	42.9	14.3
製 造 業	100.0		0.5	33.3	1.3	50.6	4.3
卸 売 小 売 業	100.0		0.6	20.0	1.9	50.0	27.5
金 融 保 険 業	100.0		58.8	35.3		5.9	
運 輸 通 信 業	100.0			61.3	6.3	62.4	
サ ー ビ ス 業	100.0	1.8	12.4	33.4	2.9	31.2	16.5
そ の 他 の 産 業	100.0		11.1	7.8		11.1	

パートタイマーの場合

産 業 別		日の場合	週の場合	不 定	不 明
総 数	100.0	90.4	6.8	2.0	0.8
製 造 業	100.0	95.5		3.5	1.2
卸 売 小 売 業	100.0	98.1		0.5	1.4
金 融 保 険 業	100.0	100.0			

運輸通信業	100.0	100.0		
サービス業	100.0	77.7	20.2	2.3
その他の産業	100.0	100.0		

日又は週の労働時間を定めている場合

産業別		日								週		
		1~2時間	2~3	3~4	4~5	5~6	6~7	7~8	8以上	6未満	6~12	12~24
総数	100.0	1.6	6.3	15.2	19.3	16.4	21.1	8.0	2.6	3.1	1.8	1.8
製造業	100.0	0.8	5.0	9.9	16.5	18.2	31.0	12.0	2.1			
卸売小売業	100.0		3.3	20.6	18.7	17.8	24.6	8.9	4.2			
金融保険業	100.0		5.3	5.3	31.6	42.0	10.5	5.3				
運輸通信業	100.0		11.1	5.6	61.0	11.1	5.6	5.6				
サービス業	100.0	3.8	9.6	16.9	19.0	11.9	10.0	4.2	2.3	9.2	5.4	5.4
その他の産業	100.0		11.1	22.2		22.2	44.5					

(白) 規模30人以上の事業場における女子労働者の1963年1月平均労働時間数は、男子20.1時間、女子18.5.8時間である。(1963年労働省毎月勤労統計甲調査)。

(2) 残業について

パートタイム雇用の場合も残業が行なわれているだろうか。

下表のように、「残業をする」という者は2割弱で、多数の者は残業を行なっていない。

産業別		あり	なし	不明
総数	100.0	18.5	70.6	
製造業	100.0	18.1	72.9	
卸売小売業	100.0	20.4	69.3	
金融保険業	100.0	18.7	75.1	
運輸通信業	100.0	2.4	94.0	
小計		19.1 (=100.0)	65.0 (=100.0)	15.9 (=100.0)
旅館		13.6	55.7	30.7

サービス業	医療・保健	100.0	27.9	62.1	10.0
	教育		8.8	72.0	19.2
	清掃・住宅				
	建物カービ		32.0	57.7	10.3
	ス等				
	上記以外				
	のもの		11.9	79.2	8.9
	その他の産業	100.0	16.9	79.3	4.8

2.2 休暇

(1) 年次有給休暇

本休暇を与えている事業場は非常に少なく(1.1%)、ほとんどの事業場が与えていない。

(2) 産前産後休暇

本休暇は、金融保険業・運輸通信業で与えている以外、殆どの事業場が与えていない。

年休・産休を与えている事業場の割合

産業別	年休	産休
総数	1.1	2.3
製造業	1.6	0.5
卸売小売業		0.6
金融保険業	11.8	23.5
運輸通信業		31.3
サービス業	0.6	1.2
その他の産業		

V. 社会保障関係

2.3. 社会保険の適用について

当該事業場に雇用されるパートタイマーを、健康保険法（日雇）、失業保険法（日雇）、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法などの社会保険法の被保険者（労働者）として取り扱っているか否かをみよう。

被保険者として取り扱っている事業場は、健保21.0%・失保23.6%（日雇扱いを含む）・厚生19.5%・労災20.8%・日雇健保3.9%と、わずかである。

種 別	取り扱っている事業場の占める割合
健康保険	21.0
日雇健康保険	3.9
失業保険	19.5
日雇	4.1
厚生年金	19.5
労災保険	20.8

2.4. 労働組合への加入状況

労働組合のある事業場の割合は48.2%で、ない事業場は51.3%である（不明0.5%）。しかして、組合がある場合、パートタイマーの当該労働組合への加入状況は下表のとおり、全員未加入が殆んどである（93.2%）。

組合がある場合の女子パートタイマーの組合への加入割合

計	100.0
全員未加入	93.2

全員加入	3.0
一部加入	1.5
パートタイマーのみの組合がある場合	0.4
不明	1.9

出 1963年8月末現在の全国の単位労働組合は47796組合であり、組合員は女子263万人、男子674万人である（労働省労働組合基本調査）。

VI. 何故パートタイマー（女子）を雇用したか等について

2.5. パートタイム雇用制度採用の時期及び採用した理由

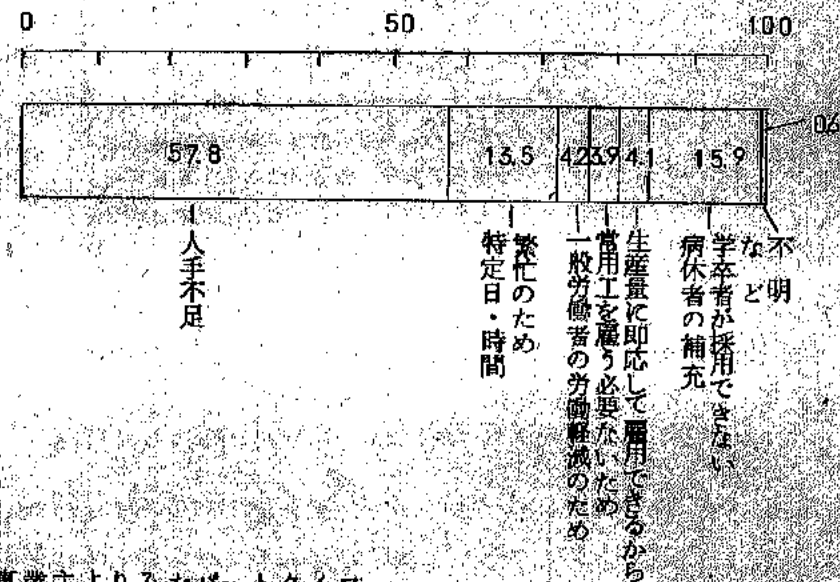
(1) いつ頃からパートタイマーを雇用するようになったか

パートタイマーを雇用する事業場についてこの制度を採用した時期を年別にみると下表のとおりであり、これによれば38年から新たに採用するようになった事業場の割合は総数で31.8%と比較的高いが、金融保険・運輸通信・サービスの各産業にあつては29年以前から採用している事業場がいずれも2割以上を占めている。

産 業 別		29年 以前	30	31	32	33	34	35	36	37	38
総 数	100.0	10.9	2.2	0.9	1.4	2.0	3.6	8.6	14.0	19.9	31.8
製 造 業	100.0	4.8	1.1	1.1			2.2	9.7	16.7	12.3	33.3
卸売小売業	100.0	3.8	1.3		0.6	1.3	5.6	7.5	15.6	24.4	35.5
金融保険業	100.0	29.3	11.8			5.9	5.9	11.8	5.9	11.8	11.7
運輸通信業	100.0	24.9	12.5	12.5	6.3	6.3	6.3	6.3			24.9
サービス業	100.0	21.8	1.2	0.6	3.5	3.5	2.9	3.8	11.2	19.4	26.6
その他の産業	100.0		22.2			11.1			22.2	11.1	33.4

② パートタイム雇用制度を採った理由

下図で明らかなように「人手不足」を理由とする事業場が過半数を占めている。



2.6 事業主よりみたパートタイマー

女子のパートタイマーを雇用している事業主は、彼女達をどのように観ているであろうか。

回答中、約4割がパートタイマーの欠点を指摘したものであり、単に「良」というもの約1.4割、「なし」というもの約2.6割であつた。

いま、指摘のあつた欠点の内容の主なものとしては、下表のように「休みが多く出勤率が悪い」「無責任」「熱意不足」などである。

回答数累計		533(1000)	
(イ) 欠点を指摘したもの	欠点を指摘したもの	283(53.1)	能率が悪い 1.2
	出勤率が悪い	10.4	事務管理上 1.1
	遅刻が多い	1.3	困難な点が多い
	無届で退職して困る	5	(ロ) 良 い 8.3 (15.6)
	定着性がない	2.6	(ハ) 意見なし 15.4 (28.8)
	熱意・熱心さがなく仕事が無責任である	11.2	(ニ) 不 明 1.3 (2.5)

2.7 パートタイマーが働きに出る上で感じている困難な点

「働きに出る上での困難な点がありますか」という質問に対し、何らかの回答を寄せた者は全体の1割弱で、9割強の者が「無記入」又は「なし」であつた。

いま、回答のあつたものについてみると、(イ)家庭に関するもの17.5(回答中の約44%)、(ロ)就労(職場)に関するもの21.2(約53%)、(ハ)その他1.3(約3%)の三つに大別でき、職場に関するものが約半数を占めている。

しかし、これらの詳細は下表のとおりであつて、上記(イ)の場合の主なものとしては、「子供の面倒が十分見れないこと」「家事ができなくて困ること」「留守中の集金・盗難など」であり、(ロ)の場合には「出勤時間が早過ぎること」「交通の不便なこと」「帰りの遅くなること」「交通費が支給されないこと」であり、(ハ)に関しては「学校の試験のときに困る」というものである。

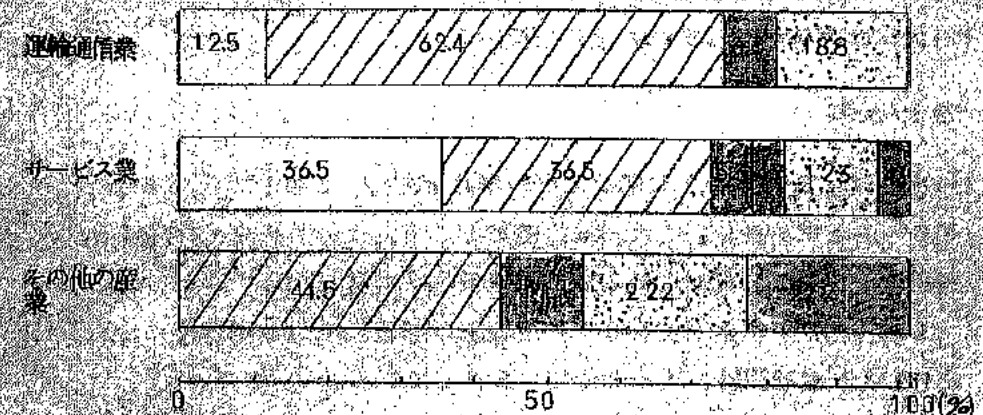
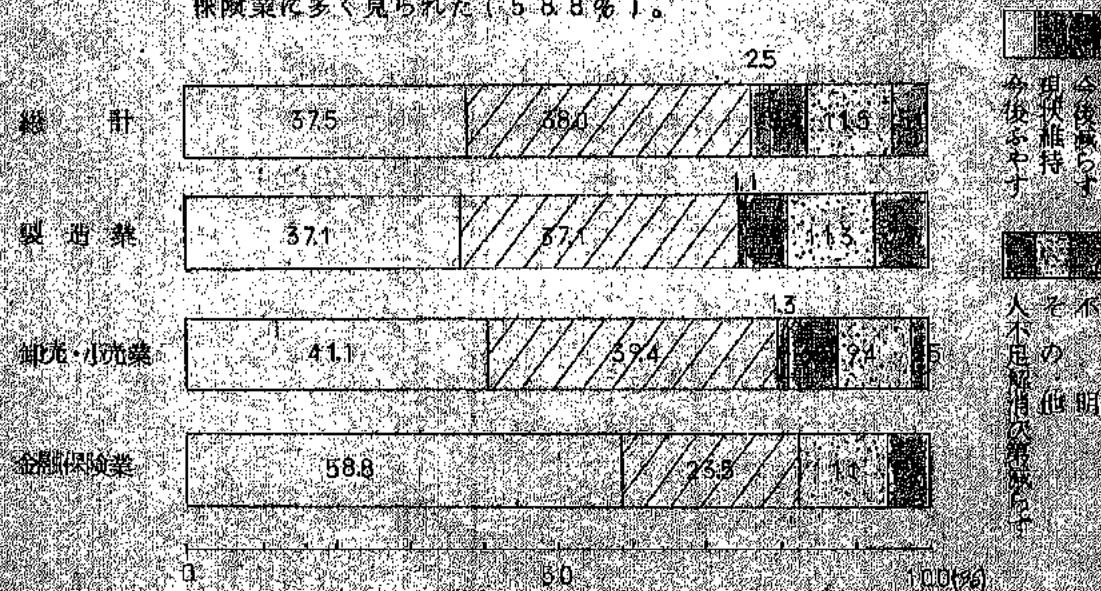
回答数累計		400(1000)
(イ) 家庭に関すること	家庭に関すること	17.5(43.8)
	子供の面倒が十分見れないこと	6.1
	保育施設の無いこと	1.6
	家事ができなくて困ること	4.2
	留守中の集金・盗難等について	4.1
	突発的事故(子供の病気・来客等)	1.5
(ロ) 就労(職場)に関すること	就労(職場)に関すること	21.2(53.0)
	出勤時間の早いこと	3.7
	帰りの遅いこと	3.4
	交通の不便なこと	3.7
	交通費の支給されないこと	2.9
	休みたいときに休めないこと	1.4
	休日に休めないこと	1.0
(ハ) その他	休憩時間のないこと	6

身分の不安定なこと	7
人の和が難しい	4
健保・失保への加入を望む	7
賃金が安い	14
仕事がきつい	13
(イ) その他	13 (92)
学校の試験のとき	6
生活が不規則になること	4
働きに出ることについて 家族の理解が得られないこと	3

2.8. 今後の雇用予定

さきに見たように、事業主よりパートタイマーに対し種々の問題（欠点）が指摘されているにもかかわらず、今後の雇用予定についてみたところ、「現状維持」という事業場は38.0%、「今後雇用をふやしたい」という事業場は37.5%見られた。

産業別にみた場合、「現状維持」というものは運輸通信業に一番多く見られ（62.5%）、また、「今後ふやしたい」というものは金融保険業に多く見られた（58.8%）。



VII. おわりに

さきにふれたように、パートタイマーと呼ばれている者の中にはその労働の態様において異なった種々の型が含まれているが、叙上においてはパートタイマーの典型と考えられるものについて、その労働条件や属性等を通覧した。

いま、これらを要約すると次のとおりである。

1. 就労の状況

- (I) 男女の構成比をみると女子が9割を占め圧倒的に高い。
- (II) 職種は単純職種から専門的・技術的職種と広汎に亘っている。
- (III) 平均勤続年数は一般に短い。
- (IV) 就労日は、週休制のもとにおける時間パートタイムが大半を占めている。

2. 属性

- (I) 平均年齢は36.0歳で中高年齢者が多い。
- (II) 既婚者が8割以上を占め子持の者が多いが、学令未満の子供を養っているものの割合は比較的低い。
- (III) パートタイマーの家庭の家計支持者が本人の場合は約1割で、パートタイム労働のほとんどが家計補助的労働として行なわれている。
- (IV) 家計支持者が本人の夫又は父である場合、その職業は給料配達者など

ての職業に多く自営的職業に少ない。

(v) 大半は何等かの職業経験を有している。

3. 労働条件

(i) 賃金は、時給制をとる事業場が約半数を占め、しかしてその場合4.0～7.0円が多く、また、日給制のところでは労働時間との関係を考慮する必要があるが1日600円未満が9割強を占めている。

1ヶ月当りの賃金が10,000円以上のものは僅か1割に過ぎない。

(ii) 1日の労働時間は、3～7時間に集中している。

(iii) 年次有給休暇・産前産後の休暇はほとんど与えられていない。

(iv) 各種の社会保険の適用を受けているものは、きわめて少ない。

(v) 当該事業場に労働組合がある場合、その労働組合にはほとんどの者が未加入である。

さて、本制度についてはパートタイマー自身から、また、これを使用する側からも種々の問題が指摘されているものの、主として最近の労働力需給のひっ迫を理由にその調整策として本制度への関心はとみに高まっていくものと考えられるところから、これらについての何らかの対策も必要となってくるであろう。

ところで、前述したように本調査は、当初より統計的調査を目的として行なつたものでなく、その上、調査方法の不備等もあつて各調査結果についての有機的関連性の把握が必ずしも十分行なわれていないので今後もさらに調査を実施し、よつてパートタイム雇用制度に因つて生起する婦人労働問題の究明につとめることとしたい。

「パートタイマー」労働実態調査票

一 事業場票

①事業場規模	T 1.0人～29人 U 30人～99人 V 100人～499人 W 500人以上
--------	--

②産業分類	
-------	--

婦人少年童名 _____
調査者氏名 _____
調査日 _____

③事業場名 _____ ⑤事業の内容 _____
④所在地 _____ ⑥面接者職氏名 _____

以下については、一般労働者と「パートタイマー」とを区別して記入する。

一般労働者(「パートタイマー」を除く)		「パートタイマー」(⑩以下女子についてののみ)	
⑦労働者数	男 名 女 名	男 名 女 名	
⑧女子就労の主な職種			
⑨労働時間 イ 所定労働時間	時間 分	時間 分	時間 分
ロ 所定外労働時間	A { 時 分 から 時 分 まで	A { 時 分 から 時 分 まで	A { 時 分 から 時 分 まで
	B { 時 分 から 時 分 まで	B { 時 分 から 時 分 まで	B { 時 分 から 時 分 まで
	C { 時 分 から 時 分 まで	C { 時 分 から 時 分 まで	C { 時 分 から 時 分 まで
	D { 時 分 から 時 分 まで	D { 時 分 から 時 分 まで	D { 時 分 から 時 分 まで
ハ 休憩時間	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで

①就 労 日	1週 日 曜	雇用契約期間及び就労の日	名..... 名..... 名..... 名..... 名..... 名..... 名.....
②休 日	1週 日		
③年次有給休暇		請求権のある者	名
④雇前連続休業		請求者	名
⑤病欠休暇および ⑥その他の休暇			
⑦社会保険の ⑧加入状況	労災、健保、失保、厚生	日雇健保、日雇失保、労災、健保、失保、厚生	
⑨賃 金		給 円	
⑩退 職 金	支給（する、しない） 資格要件	支給（する、しない） 資格要件	
⑪解 雇		今までの解雇者	名
⑫労働組合の ⑬加入状況	組合（有、無）	（全員加入、一部加入、全員未加入）	
⑭労働協約	（有、無）		
⑮就業規則	（有、無）		
⑯採用方法	方法	方法	
⑰採用条件	条件	条件	

以下は女子の「パートタイマー」について記入する。

⑱パートタイム雇用 ⑲を採用した時期	昭和 年 月 日	
⑳「パートタイマー」を 雇用するに至つ た理由および今 までの経緯	理由 経緯	
㉑今後の雇用予定	理由	
㉒増加させる予定 の場合どのような 条件でどのような 職種に	条件..... 職種.....	
㉓その他		
㉔「パートタイマー」に 対する使用者の要望		

アンケートタイムー・労働実態調査票

—— 個人票 ——

労働省 婦人少年局

記入心得

1. あなたが、たとえパートタイマーと呼ばれていなくとも、この一般の労働者より労働時間が短かい場合、あるいは、就労日数が少なく定められている場合（学校の教師講師、病院の看護婦など）は、「パートタイマー」どしますので、そのような方も御記入下さい。

2. あなたのお名前はいりません。

3. 質問の該当する符号を○でかこむか、あるいは、——線の欄所には具体的に記入して下さい。

4. 記入が済みましたら、この調査票は事業場の方にお渡し下さい。事業場では、まとめて婦人少年室へ送ります。

5. ※のところは記入しないで下さい。

※ 婦人少年室名	
T	10人～29人
U	30人～99人
V	100人～499人
W	50人以上
※ 事業場規模	
※ 産 業 分 類	

事業場名 記入年月日 昭和 年 月 日

1. あなたの年令は？ 歳 才

2. 最後に卒業した学校は？

(イ、小・高小・新中 ロ、旧中・新高 ハ、旧専・旧高・短大 ニ、旧大・新大 ホ、その他)

3. 結婚していますか？

(イ、未婚 ロ結婚 { a. 夫と同居 b. 夫と別居
c. 夫と離別 a. 夫と死別)

4. 同居のお子さんは？

(イ、いない ロ、いる 名 0～2才 名 3～5才 名
名 6～11才 名 12～14才 名
名 15～17才 名 18才以上)

5. 働きに出ている間、お子さんは誰が世話をしますか？

(お子さんゆいいる人についてののみ、具体的に記入して下さい。)

6. 前月(月)のあなたの家族の全収入は？(貴等々の臨時収入は除いて下さい。)

1. 4,999円以下
ニ、15,000円～19,999円 ホ、5,000円～9,999円 ハ、10,000円～14,999円
三、20,000円～24,999円 ホ、2,000円～4,999円 ヘ、25,000円～29,999円
四、30,000円～39,999円 セ、4,000円～9,999円 リ、50,000円～69,999円
五、70,000円～99,999円 ハ、90,000円以上

7. 家計を主にささえている人は？

(イ、私 ロ、夫 ヘ、父 ニ、母 ホ、子供 ハ、兄弟姉妹 ト、祖父母 チ、その他)

その人の職業は？

(イ、工員・職人 ロ、会社員 ヘ、公務員 ニ、商売 ホ、農業 ハ、漁業 ト、その他)

8. どこでどのような仕事についていますか？(具体的に書いて下さい。)

9. あなたは、どこを事業場の人からパートタイマーと呼ばれていますか？

(イ、いる ロ、いない)

10. ここでの実労働時間（休憩時間は除きます。）は何時間ですか？ 時間 分

仕事は同時に始め同時に終えますか？

	午前	午後	時	分から	午後	時	分まで
就業することがありますか？（イ、ある 日 合計 時間 ロ、ない）							

11. どこで働くようになったからどのくらいになりますか？

前前月（ 月 ）ここで何日働きましたか？	年	月
前 月（ 月 ）ここで何日働きましたか？	日	
今 月（ 月 ）はここで何日働くことになっていますか？	日	

12. どのようなにして明職をみつけたか？

（イ、安定期のパート係の紹介 ロ、安定期の一般紹介の係の紹介 ヘ、この人の紹介 ニ、知人の紹介）
ホ、新聞広告 ハ、門前広告 ト、その他

13. 前月ことから賃金はいくらもらいましたか？（交通費 賃金は別にして下さい。） 円

14. 前月交通費はいくらもらいましたか？ 円

15. 賃与金もらうことがありますか？ （イ、ない ロ、ある 月 円）

16. あなたはどのような理由で動きで出ているのですか？（2以上の○印をつけても結構です。）

イ、自分の生活費を得るため ロ、自分の小づかいを得るため

ヘ、自分の学費を得るため ニ、自分の結婚費用を得るため

ホ、旅行、スポーツ、衣服購入のための費用を得るため

ヘ、月賦、借金の返済のため

チ、子供の学費を得るため

ヌ、社会経験を得るため

オ、家にいてもすることがないため

ト、家族の医療費を得るため

リ、家計をささえるため

ル、社会奉仕のため

ワ、その他

17. パートタイムで働いているのはどうしてですか？

イ、結婚していて普通の勤務ができないため

ロ、手のかかる子供がいて普通の勤務ができないため

ヘ、体が弱く普通の勤務ができないため

ニ、学校等（a、昼 b、夜）に通っていて普通の勤務ができないため

ホ、他の会社等に勤めていて普通の勤務ができないため

ヘ、なかなか普通の勤務の会社等に就職できないため

ト、やめたい時にやめられるから

デ、その他

18. 以前に働いた経 がありますか？ （イ、ある。 ロ、ない）

ある場合それはどんな仕事ですか？

その期間は？ 年 月 カ月

19. 以前にここで働いたことがありますか？ （イ、ある。 ロ、ない）

ある場合それはいつですか？

昭和 年 月から 昭和 年 月まで

20. 働きに出る上で困難な点等がありましたら御記入下さい。